

蒲郡市公共下水道排水設備工事に伴う上水道給水装置布設替工事事務取扱指針

(目的)

第1条 この指針は、排水設備工事を行うにあたり、蒲郡市水道事業が定める給水工事施工基準に基づく上水道給水装置の布設替工事（以下「布設替工事」という。）を必要とするとき、排水設備設置義務者の負担を軽減することにより、下水道の普及促進を図ることを目的とする。

(布設替工事の適用範囲)

第2条 この指針による布設替工事は、蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）第5条に規定する排水設備計画確認申請書の提出されたもの及び同一路線に埋設された配水管からの給水装置布設替工事であって、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配水管の取付口から最初の止水栓まで（以下「道路分給水装置」という。）の口径13ミリメートルを20ミリメートルに増径するもの
- (2) 支管分岐給水装置については、借家等所有者が同一の既存建築物で、排水設備工事により増栓が必要となったとき、給水工事施工基準を満たす道路分給水装置に増径するもの

(費用負担)

第3条 布設替工事の費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 道路分給水装置の工事費は、蒲郡市下水道事業負担とする。
- (2) 蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号、以下「給水条例」という。）第26条に規定する分担金及び同第27条に規定する手数料等は、布設替工事をしようとする者（以下「申請者」という。）の負担とする。
- (3) 布設替工事に伴い屋内給水装置の変更に係る工事費は、申請者の負担とする。

(申請)

第4条 申請者は、給水装置（道路分）工事費免除申請書（第1—1号様式又は第1—2号様式）により市長に申請するものとする。蒲郡市水道事業に対しては給水条例第4条に基づく給水装置工事申込書を提出しなければならない。

(採否の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは必要な調査を行い、給水装置（道路

分) 工事費免除決定通知書(第2号様式)又は給水装置(道路分)工事費免除却下通知書(第3号様式)により採否の決定をしなければならない。

(完成後の措置)

第6条 道路分給水装置の維持管理は蒲郡市水道事業が行う。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この指針の施行の日の前日までに、廃止前の蒲郡市公共下水道排水設備工事に伴う上水道給水装置布設替工事事務取扱指針(昭和54年9月1日)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの指針の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この指針施行の際、現に改正前の蒲郡市公共下水道排水設備工事に伴う上水道給水装置布設替工事事務取扱指針の規定による諸様式の内紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。